

## さらなる排出抑制・資源化のための施策について

## 1 現状行っている施策

これまでのごみ処理基本計画では、市民・事業者・行政が排出抑制・資源化のため、以下のような施策を示し、それぞれの取り組みを行っています。

## (1) 市民における方策

1	資源物の分別収集及び集団回収への協力
	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 資源物の分別収集を活用し、資源化を推進します。</li> <li>② ごみの排出時には分別を徹底し、可燃ごみの減量を図ります。</li> <li>③ 市民やPTAが実施する集団回収に積極的に協力します。</li> </ul>
	(主な推進のための取り組み)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>① ごみ出し便利帳・資源物収集カレンダーの全戸配布</li> <li>② 資源・ごみ分別アプリ「さんあ〜る」の配信 (平成30年度末ダウンロード数 1,052件)</li> <li>③ 資源回収団体育成奨励金交付事業の実施 (平成30年度登録団体 36団体 延べ実施回数 90回)</li> </ul>
2	生ごみの減量・資源化(水切り、生ごみ処理機の活用)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 生ごみ処理機等を活用し、堆肥化を行います。</li> <li>② 生ごみ削減の方法や工夫を実践し、可燃ごみの減量を推進します。</li> <li>③ 生ごみの排出時には水切りを徹底し、生ごみの減量を推進します。</li> </ul>
	(主な推進のための取り組み)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 生ごみ処理機等設置費補助金交付事業の実施 (平成30年度 堆肥化容器8基 密封発酵容器13基 生ごみ処理機6基)</li> <li>② 広報がまごおり及び市ホームページによる啓発</li> </ul>
3	過剰包装等の自粛
	<ul style="list-style-type: none"> <li>① マイバックを使用し、ごみの発生を抑制します。</li> <li>② 過剰包装を断り、ごみの発生を抑制します。</li> </ul>
	(主な推進のための取り組み)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>① マイバック運動の推進</li> <li>② 3R・5R行動の推進</li> </ul>
4	使い捨て品の使用抑制、再生品の使用推進
	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 使い捨て商品の使用をひかえます。</li> <li>② 繰り返し使える容器や詰め替え容器を利用します。</li> <li>③ 再生品を購入します。</li> </ul>
	(主な推進のための取り組み)
	3R・5R行動の推進

## (2) 事業者における方策

1	発生源としての排出抑制の取り組み
	① 排出者責任や拡大生産者責任があることを認識します。 ② マイバック利用者に対して、ポイント制度等を導入し、レジ袋の削減を積極的に推進します。 ③ 生ごみの堆肥化や生産される堆肥の積極的な利用を図ります。
	(主な推進のための取り組み)
	① レジ袋有料化の実施 (平成 30 年度 有料化協力店舗 9 店舗 レジ袋辞退率 75.0%) ② 農家等による草木チップの利用 (平成 30 年度利用 517 トン)
2	過剰包装の抑制
	① 過剰包装を抑制します。 ② 再使用・再生利用できる素材や形状の包装を採用します。 ③ 回収・資源化のルートを構築します。 ④ 簡易包装の実施やマイバック持参の呼びかけに積極的に取り組みます。
	(主な推進のための取り組み)
	① マイバック運動の推進 ② 3 R・5 R 行動の推進
3	流通包装廃棄物の抑制
	流通時の梱包材の使用をひかえ、梱包方法を工夫します。
	(主な推進のための取り組み) 3 R・5 R 行動の推進
4	使い捨て容器の使用抑制及びリターナブル容器への転換
	① 使い捨て容器から繰り返し利用可能な容器へ転換します。 ② 空き缶やあきびん等の自主回収の促進を図ります。 ③ 使い捨ての紙コップや紙皿、プラスチック製食器の利用をひかえ、リユース食器を使用します。 ④ 環境イベントや地域のお祭りなどのイベントにおいて、リユース食器の利用を推進します。
	(主な推進のための取り組み) 資源物の店頭回収の実施
5	店頭回収等の実施
	① 食品トレイ、紙パック、廃食油、プリンタートナーや充電式電池などの回収拠点として店舗や事業所の空きスペースを活用します。 ② 店頭回収の活用促進のための情報提供を行います。
	(主な推進のための取り組み)
	① 資源物の店舗回収の実施 ② 市ホームページによる情報提供 ③ 廃油拠点回収の協力

## (2) 事業者における方策

6	事業者間での減量化・資源化に向けての協力
	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 事業者間での不要資材や再生資源等の相互利用を促進するためのネットワークづくりを推進します。</li> <li>② 民間業者による回収や段ボールの共通回収を検討します。</li> <li>③ 食品関連事業者が協力して食品ロスの削減や食品残さのリサイクルを促進します。</li> </ul>
7	処理手数料の見直し
	<p>ごみの減量・リサイクルをより一層推進し、その費用を負担することについて協力します。</p> <p>(主な推進のための取り組み)</p> <p>事業系ごみ処理手数料及び産業廃棄物処理手数料の改正 (事業系ごみ 10 kg当たり 100 円 産業廃棄物 10 kg当たり 150 円)</p>

## (3) 行政における方策

1	定期的な啓発、教育活動の展開
	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 広報誌やホームページ、説明会などによって情報提供します。</li> <li>② 小中学校での環境学習を推進します。</li> <li>③ 市民が参加できる学習機会を設け、美化活動を実施します。</li> <li>④ 地域における活動の情報収集及び情報提供を推進します。</li> <li>⑤ 市民や自治会の活動を支援します。</li> <li>⑥ 事業者が発生抑制・資源化に取り組むよう指導します。</li> </ul> <p>(主な推進のための取り組み)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 広報がまごおり及び市ホームページ等による情報提供</li> <li>② クリーンセンター施設見学・3R促進ポスターコンクールの実施</li> <li>③ ごみ出しマナー教室(出前講座)の開催・530運動等の実践 (平成30年度ごみ出しマナー教室参加者 16回 1,012名) (平成30年度530運動実践活動延べ参加者 275団体 14,276名)</li> <li>④ 地域可燃ごみ・資源ステーション運営の支援・クリーンサポーター制度の実施 (平成30年度クリーンサポーター登録者 280名)</li> </ul>
2	小型家電等、必要に応じたごみの分別品目の見直し
	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 小型家電リサイクル事業を実施します。</li> <li>② 分別収集品目について検討します。</li> </ul> <p>(主な推進のための取り組み)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① ピックアップ方式による小型家電リサイクル事業の実施</li> <li>② 小型家電ボックス回収の実施(市内5箇所設置)</li> </ul>

### (3) 行政における方策

3	多量排出事業者等に対する減量化指導の徹底
	① ごみ搬入時の展開検査を実施します。 ② ごみの受け入れ基準や処理手数料を見直します。 ③ 多量排出事業者へごみ減量指導を行います。
	(主な推進のための取り組み) ① 事業系ごみ処理手数料及び産業廃棄物処理手数料の改正 ② 事業系ごみ搬入時の展開検査の実施
4	グリーン購入の推進
	① 率先して環境物品等の調達を推進します。 ② 環境物品等に関する適切な情報提供を促進し、需要の転換を図ります。
	(主な推進のための取り組み) 蒲郡市役所における環境保全のための行動指針による再生品等の優先使用
5	ごみ処理の有料化の実施
	① 市民を対象とした負担額等に関する調査を実施し、その結果を参考に検討します。 ② 市民に対して、有料化も含めたごみの減量化・再資源化の取り組みの必要性を周知します。 ③ 概ね3年後を目安に有料化の具体的な実施手法を判断します。 ④ 周辺市町村の動向を把握した上で、慎重に実施します。
	(主な推進のための取り組み) ごみ処理の有料化の研究・検討
6	草木類、し尿・下水汚泥などの有機性廃棄物の資源化
	① 有機性廃棄物の資源化の検討や資源化技術の調査研究を実施します。 ② 草木類等の資源化の実施に取り組みます。
	(主な推進のための取り組み) ① 草木類の一部チップ化 ② 下水汚泥の一部堆肥化

## 2 ごみの減量・資源化のための施策について

現状行っている施策の推進により、市民・事業者・行政の三者が協力して、多岐にわたるごみの減量・資源化に対する取り組みが推進されています。

これまでに、3R行動やマイバック運動の推進、資源回収団体育成奨励金や生ごみ処理機等補助金の交付によりごみの発生抑制が図られ、廃棄物関連法令等を踏まえた適正な廃棄物処理とともに、本協議会で提言してきたプラスチック製容器包装や小型家電等資源物の分別回収によりごみの再資源化が図られています。

しかしながら、市民や事業者が本市のごみの多い状況を十分理解し、ごみ減量化への意識を高めることができているかは疑問であり、ごみの分別方法についても煩雑さがあることから、ごみをどのように減らし、どのように分別・資源化することが可能であるものか、幅広く理解されることが大切となります。

このため、特に可燃ごみで組成割合の高いごみを捉え、そのごみごとに減量・資源化の取り組みを示すことで、市民や事業所に対する周知啓発を積極的に行い、市民等のごみ減量・資源化に対する理解・協力が今まで以上に得られる必要があります。

### (1) 雑紙の資源化の推進

可燃ごみの3分の1以上を紙類が占め、紙類の大部分は、分別を徹底することで資源化可能なごみではありますが、未だにその多くが焼却処理されています。

新聞紙や雑誌、ダンボールは、資源回収や店頭回収等により資源化が推進されていますが、空き箱や雑紙などの細かな紙類は、ごみ袋に捨てられる傾向にあります。リサイクル率の向上を図るため、雑紙等細かな紙類の分別を徹底すべきです。

### (2) プラスチックごみの発生抑制

プラスチック類は、温室効果ガス排出の大きな要因とされ、海洋プラスチックごみが海洋生物に悪影響を与え、海岸漂着ごみとして景観や生活環境を悪化させるなど国際的にも環境問題を引き起こしています。

本市においても、プラスチックごみの占める割合は多く、地球温暖化や海洋汚染を防止するためにも、プラスチックごみの発生を抑制するための取り組みを行うべきです。

### (3) 食品ロスの削減・生ごみの減量

食品ロスの問題では、食品関連事業者により適切な消費・賞味期限や納入・販売期限の設定、売れ残りを出さない取り組みやフードバンク活動への食品提供など様々な取り組みが始まっています。

本市の可燃ごみに含まれる生ごみの量は、依然として多く、その多くは水分を含んだ調理くずと考えられます。引き続き生ごみ処理機等による各家庭での堆肥化への取り組みや生ごみの水切りの励行などの生ごみ対策を

推進するとともに、調理くずとともに捨てられる手つかずの食品（食品ロス）をなくすための取り組みを行うべきです。

#### (4) ごみの有料化の実施

ごみの発生抑制に取り組んでいますが、ごみの排出量は依然として多い状況です。ごみの有料化の実施については、ごみ減量のため、引き続き検討すべきであると考えます。

しかしながら、地域のごみステーションでは、違反ごみ等により周辺の美化環境を損ねることも少なくない状況であり、ごみの有料化の実施により、ますます不法投棄や不適切なごみの排出の増加が懸念されるため、違反ごみや不法投棄を防止するための対策が必要となります。

今後、市民に対して、さらなるごみ減量・資源化への協力を得るとともに、ごみ減量の必要性や有料化も含めた取り組みの必要性の周知を図った上で、ごみの有料化を実施するか判断すべきであると考えます。

#### (5) 積極的な啓発活動の実施

地域に出向き、ごみ減量の必要性や上記4つの取り組みを含め、ごみ減量・資源化の取り組みを積極的に周知啓発する必要があります。

家庭系ごみの減量・資源化のため、地域を巡回訪問し、分かりづらい雑紙やプラスチックごみの分別方法等の理解を広め、ごみの排出抑制や分別を推進すべきです。また、事業系ごみの減量・資源化のため、事業所を訪問し、一般廃棄物への産業廃棄物の混在や可燃ごみへの資源ごみの混在を改善すべきです。

### 3 さらなるごみの減量・資源化の取り組み

上記2で必要とされるごみの減量・資源化のための施策を受け、さらに以下のような取り組みを進めます。

#### (1) 雑紙の資源化の推進について

市民における方策

5	<b>雑紙の資源化の推進【新規】</b>
①	お菓子の空き箱や封筒、雑紙などの細かな紙類は、資源化できるものと意識を高めます。
②	排出時にはごみ箱（袋）に捨てず、新聞紙やダンボールなどのように分別して資源回収や資源ステーションに排出します。
(主な推進のための取り組み)	
①	雑紙専用のごみ箱（紙袋）の設置・活用
②	紙類の正しい分別方法の呼びかけ・啓発の実施

## (2) プラスチックごみの発生抑制について

市民における方策

6	<b>プラスチックごみの発生抑制【新規】</b>
① マイボトル・マイカップを使用し、ペットボトルなどの飲料容器を減らします。	
② プラスチック製の食品容器やストローなどの使用をひかえます。	
③ 有料・無料にかかわらず、レジ袋の活用をひかえます。	
(主な推進のための取り組み)	
① マイボトル・マイカップ持参の呼びかけ・啓発の実施	
② マイバック運動の推進	

## (3) 食品ロスの削減・生ごみの減量について

市民における方策

2	<b>生ごみの減量・資源化及び食品ロスの削減【見直し】</b>
① 生ごみ処理機等を活用し、堆肥化を行います。	
② 生ごみ削減の方法や工夫を実践し、可燃ごみの減量を推進します。	
③ 生ごみの排出時には水切りを徹底し、生ごみの減量を推進します。	
④ <b>食品の購入に当たっては、賞味期限・消費期限に関する正しい理解を深め、食品を粗末にしないよう、適量を購入し、使い切り、残さず食べます。【新規】</b>	
⑤ <b>廃食用油の拠点回収を活用します。【新規】</b>	
(主な推進のための取り組み)	
① 生ごみ処理機等設置費補助金交付事業の実施	
② <b>生ごみ3キリ運動(使いキリ・食べキリ・水キリ)の実践【新規】</b>	
③ <b>食品ロスダイアリーの活用【新規】</b>	
④ <b>廃食用油拠点回収の実施【新規】</b>	

行政における方策

7	<b>食品ロス削減の推進【新規】</b>
① 食品ロスへの理解を深めます。	
② 公共施設等において率先して食品ロスに取り組みます。	
(主な推進のための取り組み)	
① 食品ロスダイアリー・生ごみ3キリ運動の推進	
② 学校・保育園等給食における食品ロス・生ごみ削減の推進	

#### (4) ごみの有料化の実施について

行政における方策

5	<b><u>ごみ処理の有料化の実施【見直し】</u></b>
排出されるごみの減量化や市民負担の公平化を図る手段として、「ごみ処理の有料化」制度の本市における実施の可否について、令和5年度の「1人1日当たり家庭系ごみ排出量」の予測値（約550g）と令和5年度末時点の実績値とを比較しつつ判断します。	
（主な推進のための取り組み）	
① 市民を対象とした負担額等に関する調査の実施	
② 家庭系ごみの有料化も含めたごみの減量化・資源化の取り組みの周知	
③ 周辺市町村の動向や不法投棄対策等課題の把握	

#### (5) 積極的な啓発活動の実施について

行政における方策

1	<b><u>積極的な啓発、教育活動の展開【見直し】</u></b>
① 広報誌やホームページ、説明会などによって情報提供します。	
② 小中学校での環境学習を推進します。	
③ 市民が参加できる学習機会を設け、美化活動を実施します。	
④ 地域における活動の情報収集及び情報提供を推進します。	
⑤ 市民や自治会の活動を支援します。	
⑥ 事業者が発生抑制・資源化に取り組むよう指導します。	
⑦ <u>ごみを減らす工夫や分別方法の理解が進むよう積極的にお知らせします。</u>	
<b><u>【新規】</u></b>	
⑧ <u>若年層や外国人など広報誌等をあまり見ない方に正しい分別とごみ出しルールの周知を推進します。【新規】</u>	
⑨ <u>ごみ焼却施設の広域化計画など廃棄物処理施設の状況を随時お知らせします。【新規】</u>	
（主な推進のための取り組み）	
① 広報がまごおり及び市ホームページ等による情報提供	
② クリーンセンター施設見学・3R促進ポスターコンクールの実施	
③ ごみ出しマナー教室（出前講座）の開催・530運動等の実践	
④ 地域可燃ごみ・資源ステーション運営の支援・クリーンサポーター制度の実施	
⑤ <b><u>資源・ごみ分別アプリ「さんあ〜る」の普及促進【新規】</u></b>	
⑥ <b><u>地域で行われる会議や行事等に出向き・周知啓発の実施【新規】</u></b>	
⑦ <b><u>事業所への戸別訪問によるごみ搬出方法の指導【新規】</u></b>	